

全国土地改良事業団体連合会土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業助成金交付規程

平成21年9月29日制定

(趣 旨)

第1 全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）は、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱（平成21年5月29日付け21農振第487号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要領（平成21年5月29日付け21農振第488号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）に基づく助成を行うため、要綱第6の2の規定に基づきこの規程を定め、助成金はこの規程の定めるところにより交付するものとする。

(助成金の交付方法)

第2 助成金の交付は、全土連から事務委託を受けた都道府県土地改良事業団体連合会（以下「受託地方土連」という。）が、要綱第10の2に基づく全土連の認定を受けた土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）に対して行うものとする。

(助成金の交付期間)

第3 助成金の交付を行う期間は、土地改良負担金償還特別緊急支援対策計画（以下「特別緊急支援計画」という。）に定めた助成金交付計画期間内とする。

(助成金の額)

第4 毎年度の助成金の交付額は、特別緊急支援計画に定めた助成予定額以内とする。

(助成金交付の申請)

第5 助成金の交付を受けようとする土地改良区等は、要綱第11の1の(1)に基づき、助成金の交付を受けようとする各年度において、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業助成金交付申請書（別記様式第1号）（以下「助成金交付申請書」という。）により、受託地方土連を経由して、全土連に申請を行うものとする。この場合において、受託地方土連は、土地改良区等の申請書を取りまとめて全土連に提出するものとする（別記様式第2号）。

2 前項の申請に係る助成金については、当該年度の4月1日から3月31日までの間に負担又は償還する受益者負担金又は償還金について、要領第8により算定された額とする。なお、助成金交付申請書の提出期限は、各年度の3月末日までとする。

(助成金の交付)

第6 全土連は、第5の1の規定により提出された助成金交付申請書を審査の上、その内容が適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、受託地方土連を経由して、交付の申請を行った土地改良区等に通知するものとする(別記様式第3号)、(別記様式第4号)。

なお、全土連は、当該年度末までに地方土連を経由して土地改良区等に交付するものとする。

(助成金の返還等)

第7 受託地方土連は、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業の助成金の交付を行っている土地改良区等において、要綱第11の3に定める用途以外に助成金が充てられたと認められた場合又は要綱、要領及びこの規程に違反した場合(土地改良区等が他の団体に助成金の配分を行っている場合は、当該他の団体において、要綱第11の3に定める用途以外に助成金が充てられたと認められた場合又は要綱、要領及びこの規程に違反した場合を含む。)は、土地改良区等から既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(助成金の用途)

第8 土地改良区等は、交付された助成金の全てを要綱第11の3に定める用途に充てるものとする。

(報告等)

第9 助成金の交付を受けている土地改良区等は、毎年度、当該年度の事業実績等について、3月末日までに受託地方土連を経由して、全土連に報告するものとする(別記様式第5号)。この場合において、受託地方土連は、土地改良区等の実績をとりまとめて全土連に報告するものとする(別記様式第6号)。

第10 受託地方土連は、助成金の交付を行っている土地改良区等に対し、助成金に関する帳簿、書類等の調査及び報告を求めることができるものとする。

2 助成金の交付を受けている土地改良区等は、その期間中に受託地方土連から助成金に関する帳簿、書類等の調査及び報告を求められた場合は、これに協力

するものとする。

附 則

- 1 この規程は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(平成21年11月16日)から施行する。
- 2 第5の2規定にかかわらず、平成23年度分の助成金の交付の申請は、平成24年1月末日までに受託地方土連に対して行うものとする。